

新旧対比表 みずほBank Pay取引規定

現行			変更後			
章番号	条番号	内容	章番号	条番号	内容	
第1章 Bank Pay取引	4. Bank Pay取引契約等	(3)前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。	変更なし	変更なし	(3)前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。 ただし、BP加盟店とBP加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。	
		(4)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してBP加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄する旨の意思表示を指します。			(4)前項 第2号 の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してBP加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄する旨の意思表示を指します。	
第2章 Bank Payことら送金	1 3. 適用範囲	本章の規定は、当行が提供する 個人間の 少額送金サービスである「Bank Payことら送金」（以下「BPことら送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。	変更なし	変更なし	本章の規定は、当行が提供する少額送金サービスである「Bank Payことら送金」（以下「BPことら送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。	
	新設	新設			25. 特定用途送金	(1)本章の規定は、BPことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める対象法人・団体との間の、株式会社ことらが別途定める送金用途についての取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、送金先となる預貯金口座又は資金移動業者のアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と登録預金口座との間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします。以下、「特定用途送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合について、準用するものとします。
	新設	新設				(2)特定用途送金において、利用可能な送金用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ（「ことら送金」利用者はこちら> 使い方> ことら送金）を確認してください。
	新設	新設				(3)特定用途送金においては、第16条に定めるアカウント代替符号を利用した送金ができない場合があります。その場合、メッセージ機能をご利用いただけません。
第3章 Bank Pay請求書払い（ことら税公金）	2 5. 適用範囲	本章の規定は、当行が提供する地方公共団体への地方税等の納付サービスである「Bank Pay請求書払い（ことら税公金）」（以下「BP請求書払い（ことら税公金）」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。また、BP請求書払い（ことら税公金）が可能な地方税等の対象は、機構が定めるところによるものとします。	2 6. 適用範囲	変更なし		
	2 6. 登録の方法等	(1) 利用者アプリを用いてBP請求書払い（ことら税公金）を行う場合には、第2条に従って利用者アプリに預金口座を登録することが必要となります。			2 7. 登録の方法等	変更なし
		(2) 第2条第2項から第4項までの規定は、利用者アプリを用いたBP請求書払い（ことら税公金）に関し、「Bank Pay取引」とあるのを「BP請求書払い（ことら税公金）」と読み替えて適用するものとします。				

新旧対比表 みずほBank Pay取引規定

現行			変更後		
章番号	条番号	内容	章番号	条番号	内容
	27. 利用者アプリを用いたBP請求書払い（ことら税公金）の方法等	利用者が、利用者アプリを用いてBP請求書払い（ことら税公金）を行う場合は、地方公共団体が発行する納付書に印字されたQRコード（以下「QRコード」といいます。）を利用者アプリにおいて読み込むことにより、当該納付書に基づく納付の可否を地方公共団体または地方税共同機構に対して照会し、地方公共団体または地方税共同機構より納付可能なものとして利用者アプリに送信された納付情報に基づき、登録預金口座から預金を引き落とし、その引落金額をもって、当行に対してBP請求書払い（ことら税公金）の依頼を行うものとします。BP請求書払い（ことら税公金）の依頼に当たっては、利用者アプリ上に表示された納付情報に誤りがないか、よく確認してください。		28. 利用者アプリを用いたBP請求書払い（ことら税公金）の方法等	変更なし
	28. 規定の適用	<p>(1) 第6条、第8条、第11条および第12条の規定は、「Bank Pay取引」とあるのを「BP請求書払い（ことら税公金）」と読み替えて適用するものとします。</p> <p>(2) 第15条第2項、第17条、第18条（第3項を除く。）、第19条（第1項第6号、第9号および第15号を除き、第1項第2号は1回あたりの送金額が当行所定の金額を超えるときに限り、第1項第7号および第8号は利用者に関する部分に限る。）、第20条、第21条、第22条および第23条の規定は、利用者アプリを用いたBP請求書払い（ことら税公金）に関し、「BPことら送金」とあるのを「BP請求書払い（ことら税公金）」と、「送金」とあるのを「納付」と、「送金契約」とあるのを「納付委託契約」と、「送金情報」を「納付情報」と、「送金依頼」とあるのを「納付委託」と、「送金資金」とあるのを「納付資金」と、「送金通知」とあるのを「納付の依頼に関する通知」と、「誤った送金先に送金した場合」とあるのを「誤った納付先への納付を依頼した場合」と読み替えて適用するものとします。なお、本条で準用する各規定の適用において「受取金融機関」とは、納付先となる地方公共団体所定の金融機関のことをいい、「受取口座」とは、当該金融機関に開設された当該地方公共団体所定の預貯金口座をいいます。</p> <p>(3) 第19条第1項は次の場合にも適用するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① QRコードに係る情報の内容が適切ではない場合 ② 破損、汚損または印刷不良等によりQRコードが読み取れない場合 ③ 支払済みの納付書に係る納付情報による納付の依頼である場合 ④ BP請求書払い（ことら税公金）に関わる当行以外の第三者のシステム等の利用が不可である場合 	変更なし	29. 規定の適用	変更なし
	29. 取引内容の照会等	納付情報の内容や納入手続の結果、その他地方税等の納入等に関する照会については、納付先である地方公共団体にお問い合わせください。		30. 取引内容の照会等	変更なし
第4章 その他	30. 免責事項	<p>(1) 当行は、利用者端末等の障害、通信機械・コンピュータ等の障害、回線障害または電話の不通により、取引の取り扱いが遅延もしくは不能となった場合、またはBank Pay取引、BPことら送金およびBP請求書払い（ことら税公金）に関して当行から送信した情報の表示もしくは伝達が遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について一切の責任を負いません。</p> <p>(2) 当行は、災害・事変等その他当行の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等その他やむを得ない事由により、Bank Pay取引、BPことら送金およびBP請求書払い（ことら税公金）の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について一切の責任を負いません。</p>	変更なし	31. 免責事項	変更なし
	31. 規定の変更	当行は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当行所定の方法で利用者へ通知することにより、この規定を変更できるものとします。		32. 規定の変更	変更なし
-	-	以上 (2023年4月19日現在)	-	-	以上 (2026年4月23日現在)